

# 群馬大学医学部附属病院長候補者選考会議細則

平成28.12.14 制定

改正 平成30.11.9 令和 2.11.4

令和 6.9.5

(趣 旨)

第1条 この細則は、群馬大学医学部附属病院長選考規程（以下「病院長選考規程」という。）第5条第4項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「候補者選考会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 候補者選考会議は、病院長選考規程第5条第3項に基づき、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 病院長候補者選考基準案を策定し、学長に提出

(2) 病院長候補者選考基準に基づき、原則3人の病院長候補者を選考し、学長に推薦

2 前項のほか、候補者選考会議は、群馬大学医学部附属病院長解任規程第4条の規定に基づき、病院長の解任について審査し、その結果を学長に報告する。

(組 織)

第3条 候補者選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事 1人

(2) 医学系研究科長

(3) 医学部附属病院から選出された教員又は職員 1人

(4) 学長が委嘱する学外有識者 4人

(5) その他学長が必要と認める者

2 前項第1号及び第3号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第4号の委員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 過去10年以内に国立大学法人群馬大学（以下「本法人」という。）と雇用関係にな  
いこと。

(2) 過去3年間において、年間50万円を超える寄付金又は契約金等を本法人から受領し  
ていないこと。

(3) 過去3年間において、年間50万円を超える寄付を本法人に対して行っていないこ  
と。

(候補適任者の除外)

第4条 選考の過程において、候補者選考会議の委員が、病院長候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）になったときは、当該委員を辞するものとする。

2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、前条各号（第2号を除く。）に掲げる者を補充することができる。

(議 長)

第5条 候補者選考会議に議長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、候補者選考会議を主宰する。

(議 事)

第6条 候補者選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 候補者選考会議の事務は、関係各課の協力を得て、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この細則に定めるもののほか、病院長候補者の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年11月9日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和2年11月4日から施行する。

2 この細則の施行日の前日において第3条第1項第1号及び第3号から第5号までの委員である者の任期は、改正前の第3条第2項の規定にかかわらず、この細則の施行日までとする。

附 則

1 この改正は、令和6年9月5日から施行する。

2 この細則の施行後、初めて委嘱される第3条第1項第1号及び第3号から第5号までの委員である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和8年8月31日までとする。